

(案)

## 単 価 契 約 書

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院長 和氣 亨

(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)

とは、乙が次の物品を甲に供給し、甲が買い受けることについて次の通り契約を締結する。

|   |   |         |
|---|---|---------|
| 品 | 名 | ロールペーパー |
| 規 | 格 | —       |
| 単 | 価 | — 円     |

(契約の趣旨)

第1条 本契約は、甲が発注し、乙が甲に供給する場合の基本的条件について規定するものであって、第3条及び第4条の規定から発注した権利義務以外について、本契約の締結により具体的権利を直接発生させるものではない。但し、第9条に規定する場合は、この限りではない。

(契約の要項)

第2条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- 契約期間は **契約締結日** から **令和5年3月31日** までとする。
- 納入場所：沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
- 代金支払場所及び方法：甲の出納取扱金融機関から口座振替により支払うものとする。
- 契約保証金：沖縄県財務規定(昭和47年規定第12号)第101条第6号の規定により免除。

(納入方法)

第3条 乙は、第2条第2号の契約期間中甲が発注あるごとに、その都度甲が指定するこの日までに契約対象物品（以下「物品」という）を納入するものとする。この場合、納品をもってその旨を通知するものとする。

(検査)

第4条

- 甲は現品の納入を受けたときは、直ちに検査を行う。
- 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 検査に合格したときは、甲は現品を受領し、遅滞なく受領書を乙に交付または送付する。
- 乙は、甲の行なう検査に合格した物品でなければ納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。
- 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

(危険負担)

第5条 前条第3項の受領前に生じた現品の亡失、毀損等は全て乙の負担とする。

(代金支払)

第6条 乙は月ごとにとりまとめた請求書を翌月5日までに甲に請求し、甲は乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(納入の期限)

第7条

- 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅滞日数に応じ未決済部分の金額に対し、沖縄県財務規則(昭和47年5月15日規則第12号)第109条第1項に規定する割合で計算した金額を違約金として甲に納付しなければならない。
- 天災地変等ややむをえないと甲が認める時又は甲の都合により納入が遅れたときは遅滞料を徴収しないものとする。

(事情変更)

第8条

- 甲は、必要があるときは、納入現品を変更させ、又は納入を中止することができるものとする。
- この契約締結後において、契約単価を改定する必要がある場合は、甲乙協議して契約単価の変更を行うことができるものとする。

(解除等)

第9条

1. 次の各号のいずれかの事情が生じたときは、甲は催告なしにこの契約を解除することができる。
  - (1) 乙がこの契約に違反したとき
  - (2) 乙がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
2. 前項第2号の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲に損失の補償を求めることはできない。
3. 乙は前条第1項に規定する中止期間が3ヶ月に及ぶときは、甲と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。

(暴力団排除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下に同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴段団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

第11条

1. 前条第1項の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙は損害賠償の責めを負う。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び現品納入にいたるまでに必要な全ての費用及び乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、沖縄県財務規則(昭和47年規則第12号)第6章の既定によるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第14条 本契約期間中途において、消費税等の率が改定された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

第15条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示にしたがい乙の負担で施行するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約を2通作成し、甲乙双方記名押印して、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川118番地の1  
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター  
院長 和氣 亨

乙